

地方公務員の職員団体・労働組合に係る職務専念義務の 免除等に関する調査結果のポイント

平成21年3月27日
公務員課・公営企業課

調査対象の制度

- 1 いわゆる「ながら条例」
勤務時間中の組合活動は無給が原則だが、「適法な交渉」を有給で認めるもの
(国家公務員、民間とも共通の考え方)
- 2 組合休暇
「適法な交渉」以外の一定の組合活動が無給で認めるもの

調査結果（職員団体）

- 1 「ながら条例」の規定が「適法な交渉」以外のものを含んでいる団体
… 14団体（対前年 ▲22団体の減少）
 - ・ 都道府県・政令市は該当無し
 - ・ 市町村14団体 ※団体名は別添
- 2 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体
… 46団体（対前年 ▲40団体の減少）
 - ・ 都道府県6団体：青森県、宮城県、福島県、千葉県、東京都、長崎県
 - ・ 政令市4団体：名古屋市、京都市、大阪市、神戸市
 - ・ 市区町村36団体 ※団体名は別添

⇒ 平成20年9月30日時点では、
都道府県は6団体中5団体（宮城県、福島県、千葉県、東京都、長崎県）が是正済み。
※青森県は平成20年10月1日から是正。
政令市は全団体が是正済み。
市区町村は36団体中21団体が是正済み。
- 3 勤務時間中の組合活動を「口頭承認」又は「手続なし」で認めている団体
… 69団体（対前年 ▲122団体の減少）
 - ・ 都道府県・政令市は該当無し
 - ・ 市町村69団体 ※団体名は別添
- 4 有給で「組合休暇」を認めている団体
… 69団体（対前年 ▲47団体の減少）
 - ・ 都道府県・政令市は該当無し
 - ・ 市町村69団体 ※団体名は別添

(注1) 1、3、4は平成20年9月30日現在制度を有する団体数。

2は平成19年10月1日～平成20年9月30日の間に運用があった団体数。

(注2) 1～4の団体は重複するものがある。

調査結果（労働組合）

○単純労務職員

1 労働組合法第7条第3号ただし書きに規定する組合活動（以下「7条3号ただし書き組合活動」という。）以外にも有給の組合活動を認めている団体

… 35団体（対前年 ▲33団体の減少）

- ・ 都道府県2団体：青森県、長崎県
- ・ 政令市3団体：京都市、大阪市、神戸市
- ・ 市区町村30団体

⇒ 平成20年9月30日時点では、

都道府県は2団体中1団体（長崎県）が是正済み。

※青森県は平成20年10月1日から是正。

政令市は全団体が是正済み。

市区町村は30団体中12団体が是正済み。

2 勤務時間中の組合活動を「口頭承認」又は「手続なし」で認めている団体

… 11団体（対前年 ▲20団体の減少）

- ・ 都道府県・政令市は該当無し
- ・ 市町村11団体

○地方公営企業職員（地方公営企業で勤務する単純労務職員を含む）

1 「7条3号ただし書き組合活動」以外にも有給の組合活動を認めている団体

… 56団体（対前年 ▲32団体の減少）

- ・ 都道府県7団体：青森県、宮城県、千葉県、東京都、新潟県、長崎県、宮崎県
- ・ 政令市4団体：名古屋市、京都市、大阪市、神戸市
- ・ 市町村45団体

⇒ 平成20年9月30日時点では、

都道府県は7団体中4団体（宮城県、東京都、新潟県、長崎県）が是正済み。

※青森県は平成20年10月1日から是正。

※千葉県では一部事業について平成20年9月30日時点で是正済み。

政令市は全団体が是正済み。

市町村は45団体中9団体が是正済み。

2 勤務時間中の組合活動を「口頭承認」又は「手続なし」で認めている団体

… 26団体（対前年 ▲32団体の減少）

- ・ 都道府県・政令市は該当無し
- ・ 市町村26団体

(注1)1は平成20年9月30日現在制度を有する団体又は平成19年10月1日～平成20年9月30日の間に運用があった団体数

2は平成20年9月30日現在制度を有する団体数

(注2)1、2の団体は重複するものがある。

総務省の対応

調査結果の公表と併せ、全団体に適正化を要請

「ながら条例」・組合休暇の規定・運用の見直しが必要な市区町村

| 区 分 | 「ながら条例」 | | | 組合休暇 | |
|-----------|---------------------------------|--|--|-------|---|
| | 「ながら条例」の規定が「適法な交渉」以外のものを含んでいる団体 | 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体 (H19.10.1~H20.9.30) | 「口頭承認」又は「手続なし」の団体 | 有給の団体 | |
| 北海道 | 1 砂川市 | 0 | 9 小樽市、富良野市、当別町、江差町、積丹町、仁木町、余市町、由仁町、中札内村 | 1 | 美瑛町 |
| 青森県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岩手県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 宮城県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 秋田県 | 0 | 1 (秋田市) | 0 | 0 | 0 |
| 山形県 | 2 新庄市、天童市 | 0 | 10 米沢市、鶴岡市、寒河江市、長井市、天童市、最上町、真室川町、高畠町、飯豊町、庄内町 | 0 | 0 |
| 福島県 | 0 | 1 (猪苗代町) | 2 国見町、小野町 | 3 | 郡山市、南相馬市、鮫川村 |
| 茨城県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 栃木県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 群馬県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉県 | 0 | 0 | 5 川越市、狭山市、蕨市、久喜市、鶴ヶ島市 | 5 | 川越市、熊谷市、川口市、上尾市、鳩ヶ谷市 |
| 千葉県 | 0 | 3 (茂原市)、香取市、芝山町 | 1 佐倉市 | 0 | 0 |
| 東京都 (23区) | 0 | 8 (新宿区)、(墨田区)、(江東区)、(目黒区)、(大田区)、(世田谷区)、(豊島区)、(足立区) | 0 | 0 | 0 |
| 東京都 (市町村) | 1 国立市 | 5 (三鷹市)、(府中市)、(町田市)、国立市、(多摩市) | 0 | 11 | 青梅市、昭島市、調布市、福生市、狛江市、東大和市、あきる野市、大島町、利島村、三宅村、青ヶ島村 |
| 神奈川県 | 1 横須賀市 | 2 横須賀市、藤沢市 | 4 鎌倉市、逗子市、厚木市、葉山町 | 4 | 大磯町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |
| 新潟県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 富山県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 石川県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福井県 | 0 | 0 | 0 | 3 | 福井市、敦賀市、大野市 |
| 山梨県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長野県 | 0 | 0 | 5 飯田市、千曲市、箕輪町、高森町、豊丘村 | 2 | 塩尻市、飯島町 |
| 岐阜県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 静岡県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 愛知県 | 0 | 0 | 1 長久手町 | 6 | 春日井市、津島市、日進市、豊山町、幸田町、小坂井町 |
| 三重県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 滋賀県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 1 八幡市 | 4 (向日市)、八幡市、京田辺市、大山崎町 | 4 綾部市、亀岡市、城陽市、八幡市 | 7 | 宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹後市、久御山町 |
| 大阪府 | 1 八尾市 | 1 八尾市 | 8 岸和田市、豊中市、泉佐野市、富田林市、和泉市、箕面市、羽曳野市、熊取町 | 8 | 岸和田市、豊中市、貝塚市、泉佐野市、松原市、和泉市、箕面市、門真市 |
| 兵庫県 | 2 尼崎市、西宮市 | 1 西宮市 | 3 芦屋市、宝塚市、川西市 | 0 | 0 |
| 奈良県 | 0 | 1 奈良市 | 1 奈良市 | 0 | 0 |
| 和歌山県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鳥取県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 島根県 | 0 | 0 | 0 | 2 | 津和野町、吉賀町 |
| 岡山県 | 0 | 1 (倉敷市) | 0 | 3 | 津山市、玉野市、総社市 |
| 広島県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山口県 | 0 | 0 | 2 山陽小野田市、和木町 | 0 | 0 |
| 徳島県 | 0 | 0 | 1 徳島市 | 0 | 0 |
| 香川県 | 0 | 0 | 2 高松市、坂出市 | 0 | 0 |
| 愛媛県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高知県 | 1 土佐清水市 | 2 宿毛市、土佐清水市 | 1 東洋町 | 1 | 土佐町 |
| 福岡県 | 2 水巻町、糸田町 | 4 (八女市)、(太宰府市)、(那珂川町)、水巻町 | 8 直方市、八女市、小郡市、筑紫野市、久山町、水巻町、大刀洗町、添田町 | 10 | 直方市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、大任町、築上町 |
| 佐賀県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長崎県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 熊本県 | 0 | 1 熊本市 | 1 荒尾市 | 0 | 0 |
| 大分県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 宮崎県 | 0 | 0 | 1 高原町 | 1 | 串間市 |
| 鹿児島県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄県 | 2 沖縄市、読谷村 | 1 (那覇市) | 0 | 2 | 宜野湾市、読谷村 |
| 合 計 | 14 | 36 | 69 | 69 | 69 |

注) 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体のうち、()の市区町村は平成20年9月30日現在で運用を是正済み。